



こんにちは 日本共産党

清水とし子です

発行・日本共産党日野市議会議員 清水とし子

日野市多摩平4-1-1（清水事務所）

メール jcpsimi@jcom.zaq.ne.jp

Facebook「清水登志子」で検索

携帯 090-6102-7555、事務所 042-582-1042

市の差し押さえで生活が困窮し、生活保護申請！？

日野市の過酷な差し押さえによって、滞納者が生活保護を受けざるを得ない事態が起きました。

この方は（以下Aさん）無年金の70代ですが、まだ仕事を続けており給与は月額17万円。滞納を分割で支払う約束を日野市にしたものの守れず、日野市はAさんの給与を差し押さえました。

日野市の差し押さえ（毎月約6万円）によってAさんの給与は約11万円しか入らなくなりました（この給与差し押さえは来

年3月末まで毎月続きます）。

Aさんは、生活費（7万円）、家賃（4万円余）、仕事場への交通費（約2万円）が捻出できず、家賃を3か月滞納、このままいけば賃貸契約の更新も難しくなりました。

そこで、差し押さえの額を月額3万円に減らせないかと日野市に相談しました。

ところが、日野市は「滞納分全額を一括で返済しない限り、差し押さえの解除はできない」の一点張り。Aさんは、やむなく生活保護を申請し、保護が認められました。

生活困窮避ける厚労省の方針にも反する市の対応

昨年6月、日本共産党倉林明子参議員は、国保税の無法な差し押さえの実態を追及、これを受けて厚生労働省は、国民健康保険料（税）の徴収業務に関する留意事項を市町村に周知しました。

そこには差し押さえ等（滞納処分）によ

って、生活保護を受けなければならない事態にならないよう留意することなどが示されています（下参照）。

今回の日野市の対応は、この厚生労働省の方針に反しています。

【滞納処分の停止における生活困窮の基準】

滞納処分の執行等を行うことによってその生活を著しく窮迫させるおそれがあるときは、滞納処分の執行を停止することができる。とされている。「生活を著しく窮迫させる恐れがあるとき」とは、滞納者が生活保護法の適用を受けなければ生活を維持できない程度の状態になるおそれがある場合をいう。

介護保険利用料「3割負担」引き上げ影響調査開始

今年8月、一定所得以上の高齢者（単身者で所得340万円）の介護保険利用料が2割から3割に引き上げになりました。

利用料が上がったことで必要なサービスを減らしたり、中断したりする事態が起きていないか、日野市が実態調査を開始したことが明らかになりました。実態調査は9月13日から、市内88事業所に対して行われ、10月末には結果がでます。

2年前に一定所得以上の高齢者の利用料が1割から2割に引き上げられた際、日野市はサービスの総額を比較して影響はない

としていました。

今年3月予算委員会の中で、日本共産党市議団は独自に行った介護保険事業者・利用者へのアンケート調査をもとに、2割負担になったかの中で利用抑制や中断が起きていることを指摘、今年8月の3割負担引き上げに備えて実態調査を求めました。

日野市は「どういう形でやっていけば利用者様の実態の把握ができるのか、包括支援センターや施設と連携をして考えていきたい」と答弁、今回の実態調査につながったものと思われま

オスプレイなど米軍機から市民の安全を守る

市民集会にご参加を

10月3日(水)午後4時～5時

旭が丘中央公園

主催：オスプレイの危険と配備を考える日野懇談会

連絡先：古荘 592-3806 磯崎 586-3309 清水登志子、有賀精一市議会議員

事務所にも秋

事務所前のプランターを菊に植え替え。

一気に秋らしくなりました。

